4. 貯蓄・投資等に係る税制について

利子等並びに上場株式の配当等及び譲渡益に係る税制の沿革

	預貯金、公社債等の利子等	上場株式の配当等	上場株式の譲渡益		
~ 昭和62年	・総合課税 ・源泉分離選択課税(35%[国税のみ]) ・申告不要(普通預金等のみ) (源泉:20%[国税のみ]) → マル優(少額貯蓄非課税制度)[S38年 創設]	・総合課税 ・源泉分離選択課税(35%[国税のみ]) ・申告不要(少額のものに限る) (源泉:20%[国税のみ])	・原則、非課税 (事業類似のもの等は総合課税) 《参考》S28年に譲渡益が原則、非課税とされた ことに伴い、有価証券取引税(譲渡価額を 課税標準とした流通税)が創設された。		
昭和63年	 源泉分離課税化(地方税:利子割の創設) ・源泉分離課税(20%[国税:15%, 地方税:5%]) → マル優(少額貯蓄非課税制度)の見直し(対象を老人、障害者等に限定[老人等マル優]) → 一般財形貯蓄の利子非課税の見直し(対象を財形住宅貯蓄に限定[財形住宅貯蓄の利子非課税]) (財形年金貯蓄の利子非課税[S57年創設]は存置) 				
平成元年			原則、課税化 ・申告分離課税 (26%[国税:20%,地方税:6%]) ・源泉分離選択課税(※) (20%[国税のみ]) (※) みなし利益(譲渡価額の一定割合)に対して課税。 《参考》有価証券取引税の税率引下げ		
平成11年			《参考》有価証券取引税の廃止		
平成15年		源泉分離選択課税の廃止、申告不要の適用上限額の廃止(大口株主を除く)、上場株式等 「に係る軽減税率(20%→10%)の導入(地方 税:配当割の創設) ・総合課税 ・申告不要(大口株主は少額のものに限る) (源泉:10%[国税:7%,地方税:3%])	源泉分離選択課税の廃止、申告不要制度の創設、上場株式等に係る軽減税率 (20%→10%) の導入 (地方税:株式等譲渡所得割の創設) ・申告分離課税 (10%[国税:7%,地方税:3%]) ・申告不要(源泉徴収された特定口座内上場株式等に限る) (源泉:10%[国税:7%,地方税:3%]) ト 特定口座制度の開始 ト 譲渡損失の繰越控除制度の創設		

利子等並びに上場株式の配当等及び譲渡益に係る税制の沿革(承前)

	預貯金、公社債等の利子等	上場株式の配当等	上場株式の譲渡益
平成16年			《参考》非上場株式等の譲渡益に係る税率引下げ (26%[国税:20%,地方税 6 %] → 20%[国税:15%,地方税 5 %])
平成18年	▶ 老人等マル優(老人等の少額貯蓄非課税制度)の見直し(対象を障害者等に限定 [障害者等マル優])		
平成21年		 申告分離課税の創設 ・総合課税 ・申告分離課税 (大口株主は除く) (10%[国税:7%,地方税:3%]) ・申告不要 (大口株主は少額のものに限る) (源泉:10%[国税:7%,地方税:3%]) ♪ 上場株式等の譲渡損失と配当等の間の損益通算の導入 	▶ 上場株式等の譲渡損失と配当等の間の損 益通算の導入(同左)
平成23年		※ 総合課税の対象となる大口株主要件の見直し(保有割合の引下げ:5% → 3%)	
平成26年		上場株式等に係る軽減税率の廃止 ・税率(10%→20%[国税:15%, 地方税:5%]) ▶ NISA(少額投資非課税制度)の創設	上場株式等に係る軽減税率の廃止 ・税率(10%→20%[国税:15%,地方税:5%]) ▶ NISA(少額投資非課税制度)の創設 (同左)
平成28年	公社債課税の見直し [特定公社債等の利子等] ・申告分離課税 (20%[国税:15%,地方税:5%]) ・申告不要 (源泉:20%[国税:15%,地方税:5%]) [一般公社債等の利子等] ・源泉分離課税(20%[国税:15%,地方税:5%]) ▶ 上場株式等の譲渡損失と配当等の損益通算の 特例の範囲に特定公社債等の利子等を追加	♪ <mark>ジュニアNISAの創設</mark>	▶ ジュニアNISAの創設(同左) 《参考》公社債課税の見直しにおいて、非課税と されていた公社債の譲渡について、株式等 の譲渡と同様に、課税することとされた。
平成30年		つみたてNISAの導入 (一定の投資信託が対象)	つみたてNISAの導入(同左) (一定の投資信託が対象)

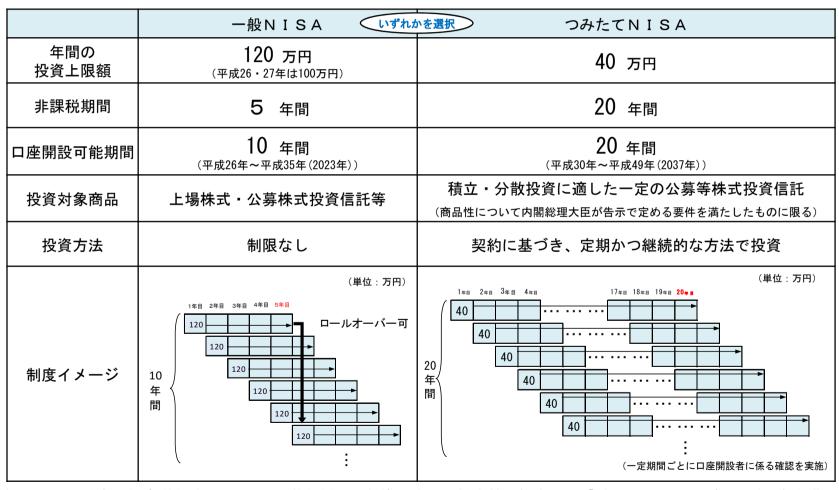
勤労者財産形成促進制度(財形制度)の概要

区分	対象者	内 容	非課税限度額
勤労者財産形成 <u>住宅貯蓄</u> の利子所得等の非課税	55歳未満の勤労者 (職業の種類を問わず、 事業主に雇用される人)	給料天引きで預入等をする勤労者 財産形成住宅貯蓄の利子等 (積立期間5年以上)	元本550万円
勤労者財産形成 <u>年金貯蓄</u> の利子所得等の非課税	同上	給料天引きで預入等をする勤労者 財産形成年金貯蓄の利子等 (積立期間5年以上、据置可能期間 5年以内、年金支払期間5年以上)	元本550万円 (生損保等は385万円) (注)財形住宅と 合わせて550万円

⁽注)目的外の払出しなどの場合は、前5年内に支払われた利子等について遡及課税。

NISA制度(少額投資非課税制度)の概要

- 〇 家計の安定的な資産形成を支援する観点から、平成25年度税制改正において、NISA(非課税口座内の 少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置)を創設。
- 〇 また、平成29年度税制改正において、少額からの積立・分散投資を促進するため「つみたてNISA」を 創設。



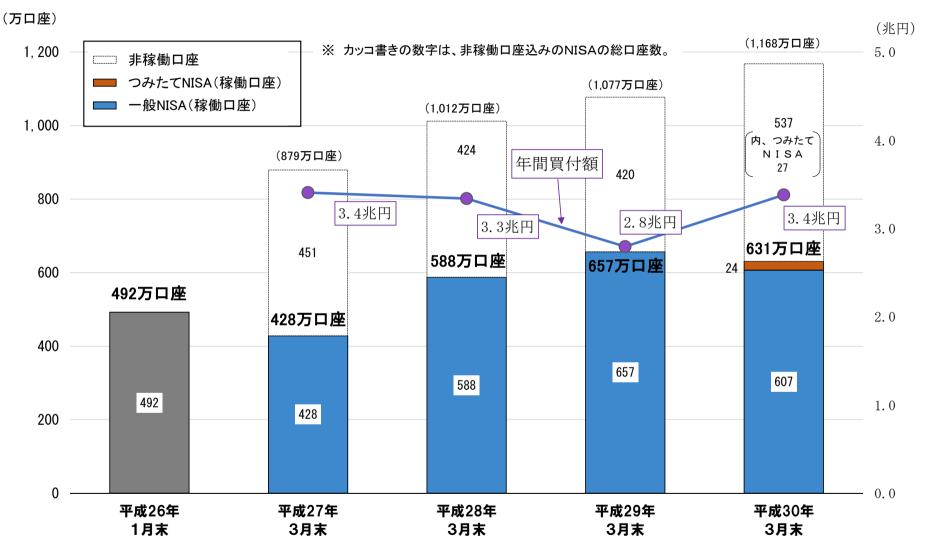
(備考)このほか、平成27年度税制改正において、若年層への投資のすそ野拡大等の観点から、「ジュニアNISA」を創設。(20歳未満の者が非課税口座を開設、年間の投資上限額:80万円、非課税期間:5年間、口座開設可能期間:8年間(平成28年~平成35年(2023年)))

NISAとiDeCo(個人型確定拠出年金)の制度比較

- NISAとiDeCoはともに国民の安定資産の形成を支援する制度。特に「つみたてNISA」とiDeCoは、各個人が運用商品を選択し、長期間にわたり少額の積立を行うものであり、類似の機能を果たしている。
- 〇 iDeCoは支給開始年齢(60歳以上)到達前の中途引出しが原則不可であるなど、老後に向けた資産形成という目的を反映した制度設計となっている。NISAはこうした制約がなく、資産としての流動性が高い仕組みである。

		NISA(一般・つみたて)	i D e C o		
拠出時の課税関係		税引き後所得から拠出 <限度額> ・一般NISA: 年間120万円(非課税期間5年間) ・つみたてNISA: 年間40万円(非課税期間20年間)	全額所得控除(小規模企業共済等掛金控除) <限度額> 企業年金への加入状況等によって異なる (企業型年金、確定給付型の年金のいずれも実施 されていない第2号被保険者(民間サラリーマン)の 場合、年間27.6万円)		
	加入可能年齢		<u>60歳まで</u>		
* A - L - O	支給開始年齢	制限なし ・ 60歳以上も非課税投資が可能 ・ 任意のタイミングで引出し可能	60歳以上70歳以下の請求時(加入期間によって異れる)		
給付の 仕組み	支給開始年齢 到達前の中途 引出し		原則不可(一部、国民年金の保険料免除者等の要件を満たした者のみ可能)		
	課税関係	課税なし(運用益非課税)	年金払い :雑所得(公的年金等控除) 一時金払い:退職所得又は一時所得		

NISA(一般・つみたて)の稼働口座数及び年間買付額の推移



- (注1)総口座数及び年間買付額は「NISA・ジュニアNISA利用状況調査[金融庁]」から作成。「年間買付額」は、それぞれ前年4月~当年3月末までの1年間の買付額。稼働口座と非稼働口座の口座数は、「NISA及びジュニアNISA口座開設・利用状況調査結果(全証券会社)[日本証券業協会]」の稼働率(平成26年以降で一度でも買付けがあった口座の割合)を乗じて計算している。
- (注2)平成26年1月末については、制度開始直後であるため、稼働口座・非稼働口座の区別をしていない。
- (注3)平成30年3月末の全体の口座数及び年間買付額は、一般NISAとつみたてNISAの合計値を表示している。

NISAの利用状況

○ 金融資産を多く保有する階層ほど、NISA口座の利用率が高い模様。

50%

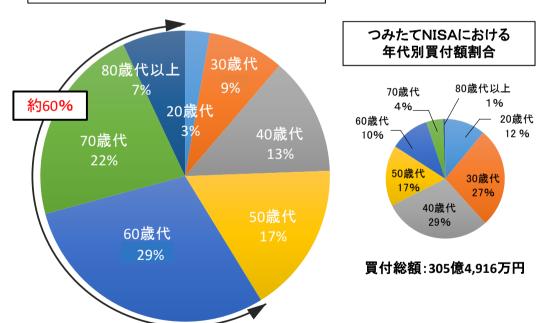
〇 平成30年に運用開始した「つみたてNISA」は現役世代の利用も多い。他方、平成26年から運用 されている一般NISAは、60歳代以上の利用が約60%を占めている。

世帯の保有金融資産高別のNISA口座利用率

100万円未満 (7.6%) 100万円~300万円未満 (12.4%)300万円~500万円未満 (14.9%)500万円~800万円未満 (16.2%) 800万円~1.000万円未満 (25.3%)1.000万円~2.000万円未満 (28.5%)2.000万円~3.000万円未満 (31.6%) 3.000万円~5.000万円未満 (36.7%) 5.000万円~1億円未満 (35.9%)1億円以上 (43.8%)10% 20% 30% 40%

一般NISAにおける年代別買付額割合

買付総額:14兆4,873億7,540万円



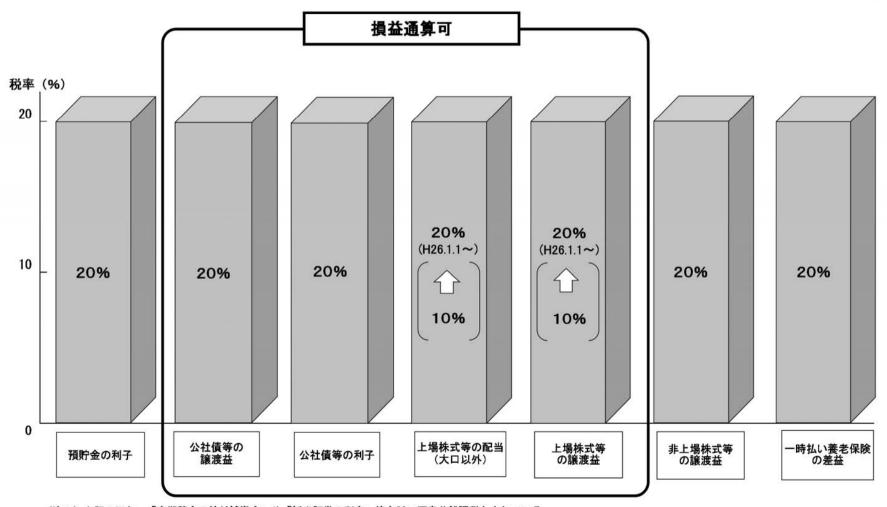
(注1) QUICK資産運用研究所「個人の資産形成に関する意識調査」(2017年 12月、n=5,132)をもとに財務省作成。世帯の保有金融資産について「回 答したくない」と回答した者(n=2,082)を除いて集計している。 サンプル数が限られたアンケート調査であることに留意。

(注2)「つみたてNISA」は平成30年(2018年)から開始。

(出所)金融庁「NISA口座の利用状況(平成30年6月末時点)」

金融所得課税の一体化

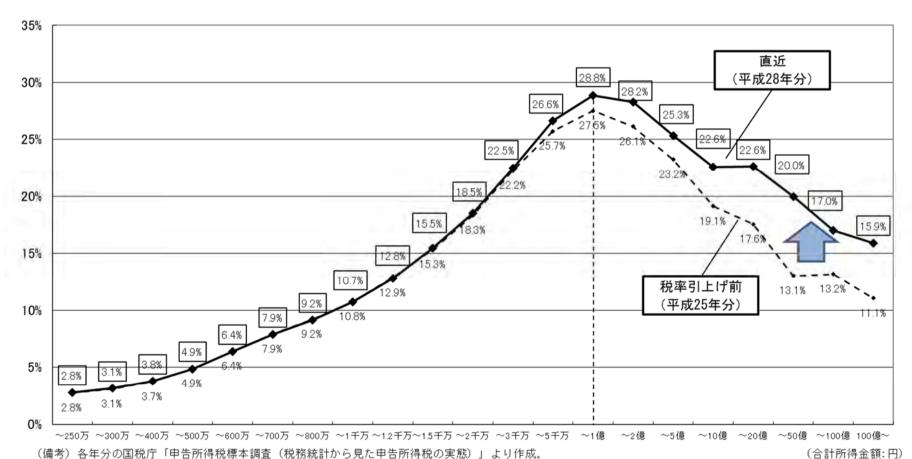
- **税負担に左右されずに金融商品を選択できるように、税率等の課税方式を均衡化**することが適当。
- 金融商品間の垣根が低くなり、金融商品からのキャッシュフローを様々な所得分類に加工可能となっており、<u>税率等の課税方式を</u> 均衡化することが公正・中立・簡素の観点から必要。



- (注1)上記のほか、「定期積金の給付補塡金」や「抵当証券の利息」等も20%源泉分離課税とされている。
- (注2) 税率20%の内訳は、所得税15%、住民税5%である。

申告納税者の所得税負担率

- 高所得者層ほど所得に占める株式等の譲渡所得の割合が高いことや、金融所得の多くは分離課税の対象になっていること等により、高所得者層で所得税の負担率は低下。
- 〇 平成25年度改正において、上場株式等の譲渡所得等に対する10%(所得税:7%、住民税:3%)の軽減税率は平成25年12月31日をもって廃止され、平成26年1月1日以後は20%(所得税:15%、住民税:5%)の税率が適用されている。



(注) 所得金額があっても申告納税額のない者(例えば還付申告書を提出した者)は含まれていない。 また、源泉分離課税の利子所得、申告不要を選択した配当所得及び源泉徴収□座で処理された株式等譲渡所得で申告不要を選択したものも含まれていない。

主要国における給与所得課税と金融所得課税の概要

(2018年1月現在)

	日本	アメリカ	イ =	ドリス	۲	イツ	フ	ランス
給与所得 課税	10~55% 総合課税 (所得税:5~45%) + 個人住民税:10%)	連邦税: <u>10~37%</u>	総合課税	<u>20、40、45%</u>	総合課税	0~47.475% 所得税:0~45% + 連帯付加税: 税額の 5.5%	総合課税	9.7~54.7% 所得税:0~45% + 社会保障関連諸税: 9.7%
利子課税	20% 源泉分離 課税 計 個人住民税:5%	総合課税 + 州·地方政府税	段階的課税〔分離課税〕	<u>0, 20, 40, 45%</u>				
配当課税	(申告分離) 20% 20% (所得税:15%) 中告分離と 総合課税と の選択 (総合課税) 10~55% (所得税:5~45%) + 個人住民税:10%	連邦税:0、15、20% (連邦税) 中 段階的課税 [分離課税] + ※株式譲渡益は、12ヶ (州・地方政府税) 将・地方政府税 (別・地方政府税) 総合課税(20~37%)	段階的課税〔分離課税〕	7.5 <u>、32.5</u> 、38.1%	申告不要 〔分離課税〕 ※総合課税も 選択可	26.375% 所得税:25% + 連帯付加税: 税額の 5.5%	分離課税 と総合課 税との選 択 ^(注5)	(分離課税) 30% 所得税:12.8% + 社会保障関連諸税: 17.2% 又は (総合課税) 17.2~62.2% 所得税:0~45% + 社会保障関連諸税: 17.2%
株式 譲渡益 課税	### ### ### #########################	+州・地方政府税)	段階的課税〔分離課税〕	<u>10、20%</u>				

- (注1)日本では、特定公社債等の利子等については、20%(所得税 15%、個人住民税 5%)の税率による申告分離課税の対象となる。源泉徴収されたものについては、申告不要を選択できる。ただし、同族会社が発行した社債の利子でその同族会社の役員等が支払いを受けるものは総合課税の対象となる。日本の配当課税は、源泉徴収(20%(所得税 15%+個人住民税 5%))のみで申告不要を選択することも可能。なお、本資料は、上場株式等の配当(大口株主が支払を受けるもの以外)についてのものである。日本の株式譲渡益課税は、特定口座において源泉徴収を行う場合、申告不要も選択可。
- (注2)アメリカでは、配当課税は、適格配当(配当落ち日の前後 60 日の計 121 日間に 60 日を超えて保有する株式について、内国法人又は適格外国法人から受領した配当)についてのものである。給与所得等、配当所得及び長期キャピタル・ゲインの順に所得を積み上げて、それぞれの所得毎に適用税率が決定される。なお、州・地方政府税については、税率等は各々異なる(ニューヨーク市の場合、州税:4.00~8.82%、市税:2.7~3.4%+税額の 14%の付加税)。
- (注3)イギリスでは、給与所得等、利子所得、配当所得、キャピタル・ゲインの順に所得を積み上げて、それぞれの所得毎に適用税率が決定される。
- (注4)ドイツでは、資本所得と他の所得を合算したときに適用される税率が 25%以下となる場合には、申告により総合課税の適用が可能。ただし、申告を行った結果、総合課税を選択した方 が納税者にとって却って不利になる場合には、税務当局において資本所得は申告されなかったものとして取り扱われ、26.375%の源泉徴収税のみが課税される。
- (注5)フランスでは、2018年予算法で、利子、配当、譲渡益に係る所得税について分離課税と総合課税を選択できるようになった。